

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針への対応(案)

【背景】

平成23年8月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)において、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」が決定された。(36項目について見直し、取組)

うち、「処方せんの電子化」(平成23年度中に結論)及び「匿名化された個人の情報の活用」(平成23年度以降措置)についての対処方針は資料4のとおり。

【今後の対応(案)】

①「処方せんの電子化」について

○「処方せんの電子化の検討について(案)」(資料5)により、本検討会及び本検討作業班において検討を行う。

○平成23年度中に「処方せんの電子化について」(第19回医療情報ネットワーク基盤検討会(平成20年7月30日開催))(資料6)の改訂を行う。

②「匿名化された個人の情報の活用」について

○「匿名化された個人の情報の活用」については、現在消費者庁からの情報提供を待っている状況のため、本検討会における対応は不要。

※「匿名化された個人の情報の活用」の在り方については、平成25年に国会へ提出予定の「医療個別法」の中で検討していく。